

印鑑登録の際の留意事項



印鑑登録の際には、以下のことにご注意ください。

1 登録できる方

- 砺波市の住民基本台帳に登録されている方

(ただし、15歳未満の方及び意思能力を有していない方は登録できません)

※未成年の方が登録する場合は、法定代理人による同意書が必要です。

(用紙は市民課、庄川支所市民福祉課、市ホームページにあります)



2 登録できる印鑑

- 住民票に記載されている氏名であらわされているもの
(「～之印」「～之章」と入っているものも登録できます)
- 職業や資格など、氏名以外の事項が併せて表示されていないもの
- 印影が一辺 8mm～25mm の正方形に収まるもの

3 登録できない印鑑

- ゴム等でできた変形しやすいもの(シヤチハタも登録できません)
- 印影が不鮮明なもの
- 印影が一辺 8mm を下回るもの、又は 25mm を超えるもの
- 他の人が既に登録したもの
- 同じ世帯内で既に登録されている印鑑と、印影が著しく似ているもの
- 文字や外枠が欠けているもの、外枠がないもの
- 漢字をひらがな又はカタカナに、あるいはその逆に書き換えたもの
- 自己流のくずしや極端な図案化がされ、本人の氏名と認められないもの



※このほかにも逆彫りの印等、登録できない印鑑があります。詳細は職員までお尋ねください。

4 印鑑登録証や登録印鑑を紛失された場合

- 印鑑登録証(カード)を紛失された場合は、速やかに亡失届を提出してください。

(用紙は市民課、庄川支所市民福祉課にあります)

その際は、再発行の手数料(300円)が必要です。

※カードの破損や、磁気が切れた等で読み取れないものについても、再発行の手数料が必要です。

- 登録印鑑の紛失、又は登録印鑑の変更については、印鑑登録証(カード)をお持ちいただき、カード廃止手続き及び新たな印鑑登録手続きをお願いします。



5 その他

- 印鑑の登録は1人1個に限ります。
- 印鑑登録証明証は、不動産の登記や金銭貸借等に使われる大切なものです。取扱いを誤ると大きな損失を招くおそれがありますので、十分にご注意ください。



<問合せ先>

- 砺波市役所 市民課 市民係
Tel 0763-33-1358
- 砺波市役所 庄川支所 市民福祉課
Tel 0763-82-1901